

第3回 熊本市都市マスタープラン策定委員会

平成29年3月28日(火)10:00～
熊本市役所 議会棟2階予算決算委員会室

次 第

1 開 会

2 議 事

第2回会議を踏まえた修正事項について
その他

3 閉 会

| 種別 | 分野 | 委員 | | 役職等 | 第3回 策定委員会 出欠状況 |
|------------|-------|--------------|----------|-------------------------------|----------------------|
| 学識 (8名) | 都市計画 | 委員長 両角 光男 | もろずみ みつお | 熊本大学 名誉教授・顧問 | 出席 |
| | 地域・福祉 | 相藤 絹代 | あいとう きぬよ | 熊本学園大学 社会福祉学部 准教授 | 出席 |
| | 経済政策 | 上山 圭司 | うえやま けいじ | 熊本商工会議所 中心市街地活性化委員会 委員長 | 出席 |
| | 農政政策 | 佐藤 和弘 | さとう かずひろ | (株) 地域総研 代表取締役 | 出席 |
| | 交通計画 | 田中 聖人 | たなか せいじん | 元 東海大学 教授 | 出席 |
| | 環境政策 | 原 育美 | はら いくみ | 環境ネットワークくまもと 副代表 | 欠席 |
| | 住宅政策 | 本間 里見 | ほんま りけん | 熊本大学大学院 先端科学研究部 准教授 | 出席 |
| | 都市防災 | 松田 泰治 | まつだ たいじ | 熊本大学大学院 自然科学研究科 教授 | 出席 |

熊本市都市マスタープラン策定委員会運営要綱

制定 平成24年 4月 1日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属期間設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市都市マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 本市が定める都市マスタープランに関する事項
- (2) その他策定委員会において必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、都市マスタープラン策定までとする。
- 3 策定委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、策定委員会に関する会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 5 委員長は、必要に応じて策定委員会に関係者の出席を求めることができる。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庁内検討会議)

第4条 策定委員会を円滑に運営するために庁内検討会議を置く。

- 2 庁内検討会議は、次の各号に掲げる事項について検討することを目的とする。
 - (1) 都市マスタープランの素案に関する事項
 - (2) 前号で掲げるもののほか、策定委員会の円滑な運営のため庁内検討会議が必要と認める事項
- 3 庁内検討会議の委員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
- 4 庁内検討会議の議長は、都市建設局次長をもって充てる。
- 5 庁内検討会議は、必要に応じて議長が招集する。

(会議)

第5条 委員長は、策定委員会を招集するとともに、議長を務める。

- 2 策定委員会は、委員の過半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、都市建設局都市政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

庁内検討会議を構成する委員

| | |
|---|-------------|
| 1 | 都市建設局次長 |
| 2 | 危機管理防災総室副室長 |
| 3 | 企画課長 |
| 4 | 区政推進課長 |
| 5 | 市民協働推進課長 |
| 6 | 健康福祉政策課長 |
| 7 | 環境政策課長 |
| 8 | 緑保全課長 |
| 9 | 水保全課長 |

| | |
|----|---------------|
| 10 | 産業政策課長 |
| 11 | 商工振興課長 |
| 12 | 農業政策課長 |
| 13 | シティプロモーション課長 |
| 14 | 都市政策課長 |
| 15 | 都心活性推進課長 |
| 16 | 交通政策総室副室長 |
| 17 | 開発景観課長 |
| 18 | 河川公園課長 |
| 19 | 熊本駅周辺整備事務所副所長 |
| 20 | 建築計画課長 |
| 21 | 住宅課長 |
| 22 | 土木総務課長 |
| 23 | 中央区総務企画課長 |
| 24 | 東区総務企画課長 |
| 25 | 西区総務企画課長 |
| 26 | 南区総務企画課長 |
| 27 | 北区総務企画課長 |
| 28 | 計画調整課長 |
| 29 | 農業委員会事務局副事務局長 |

備考 都市建設局次長は、熊本市都市マスタープラン策定委員会の事務を所管する者に限る